

「困難女性支援法」・「AV 出演被害防止・救済法」同時期成立の人権論的意味
ー「女性の人権・男女平等」・「性をめぐる個人の尊厳」という根本的価値の関係性ー

○十文字学園女子大学 片居木 英人 (001716)

〔キーワード〕 困難女性支援法・「AV 出演被害防止・救済法」・ジェンダー平等とセクシュアリティ尊重

1. 研究目的

2022 年 5 月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（略称：困難女性支援法）が、続く 6 月には「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則に関する法律」（略称：AV 出演被害防止・救済法）が成立した。同時期に、「困難な問題を抱える女性」および「性加害・性被害」に焦点化していく両法がともに議員立法として制定されたことは、人権（論）的に、象徴的意味を有しているといえる。

困難女性支援法 1 条（目的）は「女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いこと」、また同 3 条（基本理念）は「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする。」という認識を示しており、同法は本質的には、「女性の人権・男女平等」実現という価値を追求するものであると考えられる。

AV 出演被害防止・救済法 1 条（目的）は、「性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止」、「被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠である」、「出演者等のための相談体制の整備」、「出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資すること」を規定する。同法は、性別や年齢を問わずに、AV への出演や公表による被害者を保護・救済するというものであり、法律名にも表されるように、本質的に、「性をめぐる個人の尊厳」尊重という価値に向かうものと理解できる。

本発表は、困難女性支援法ー「女性の人権・男女平等」、AV 出演被害防止・救済法ー「性をめぐる個人の尊厳」という根本的価値の意味および関係性（共通性および差異性）について明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

2 つの法律を手掛かりして、それぞれの法律が有する「女性の人権・男女平等」、「性をめぐる個人の尊厳」という根本的な人権価値について論考するという研究の視点および方法をもって、進めることにする。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程の、とりわけ第 7 条及び第 9 条の遵守。

なお、本発表に関連し、開示すべき COI（利益相反）関係にある企業等はない。

4. 研究結果

66年ぶりの売春防止法改正というかたちで困難女性支援法が誕生し、婦人保護事業も女性支援事業としてその制度的枠組みを大きく変更させることとなった。旧来の婦人保護事業が担ってきた「売春性・転落危険性に焦点化する保護更生的公共性」も転換を迫られることになった。発表者は、困難女性支援法の新事業に求められる公共性について「性的人格権を基点とする包括的な生活権擁護型公共性」に置換させる必要がある旨を問題提起したことがある（困難女性支援法がめざす〈支援〉に求められる「公共性」とは何か―「性的人格権を基点とする包括的な生活権擁護型公共性」の定立へー：日本社会福祉学会第70回秋季大会 女性福祉・ジェンダー分科会 2022年）。

困難女性支援法2条は「困難な問題を抱える女性」の定義に、第一として「性的な被害」により、という事由を挙げる。困難な問題の重複と凝縮の動態は、生存上の選択肢を狭めながら、「女性であることにより」、商品化・暴力・搾取の対象となりやすいセクシュアリティ（性的人格）に負荷をかけ、「性的な被害」を生じさせていく。そして「性的な被害」が新たな困難な問題を生じさせ、また諸問題を複雑に絡ませながら深刻化させていくことになるのである。

困難女性支援法は、「構造的なジェンダー」という問題意識をもって、「女性の人権・男女平等」の実現、すなわちジェンダー平等実現という法原則を明らかにする法と考えられる。

AV出演被害防止・救済法は、「性をめぐる個人の尊厳」が性行為映像制作物への出演によって商品化・搾取の対象となりやすく、セクシュアリティ（性的人格）を侵襲・侵害していく動態に着目し、必要な被害防止・救済策を講ずることを定める。セクシュアリティ（性的人格）は、ジェンダーに強く規定・影響を受けるものではあるが、ジェンダーの枠組みだけではとらえることのできない、性や性愛にかかわる意識・傾向・行動などを総体とした独自の概念や領域を形成するものである。AV出演被害防止・救済法は「出演に係る被害者」を対象にするものではあるが、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資する」と謳っており、普遍性をより一層追究していくと、同法は、すべての個人にとってのセクシュアリティ（性的人格）尊重の法原則を有するものと指摘できるだろう。

5. 考察

困難女性支援法の「性的な被害」には「女性に対する差別としての性売買」の結果としての生活困難が含まれる。AV出演被害防止・救済法は「性行為映像制作としての有償性交」について、「…刑法、売春防止法その他の法令において禁止され又は制限されている性行為その他の行為を行うことができることとなるものではないことに留意する…」（3条4項）と慎重に述べるが、「対価を得て行われる性交」を内容とする映像制作・公表それ自体を禁止する規定とはなっていない。性売買禁止の方向で、どのように性購買者や映像制作者、業者を規制・処罰する法整備を進めるのか（北欧モデルの導入は可能なかどうか）、性売買を広く容認する「合法的」風営法体制（構造）との緊張関係の中で、引き続き、女性福祉・ジェンダー・セクシュアリティ研究運動にとっての重要な課題となっている。